

海外留学支援制度（学部学位取得型）の 語学要件の変更等（2019年度募集）

平成30年7月17日現在の検討内容です。内容は変更になる場合があります。

◆ 語学能力（英語）の基準が変わります。

「応募者の要件」で定める英語能力の基準を、

これまでの TOEFL iBT72点、又はIELTS 5.5以上 → TOEFL iBT80点、又はIELTS 6.0 以上 に引き上げます。

※留学先大学が求める英語能力に関わりなく、上記基準を満たしていることが応募の条件となります。

◆ 語学能力（英語以外）の基準が変わります。

「応募者の要件」で定める英語以外の語学能力の基準を、

これまでの 留学先大学が明示する語学能力以上 → ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B2レベル以上 に変わります。

※留学先大学が求める語学能力に関わりなく、上記基準を満たしていることが応募の条件となります。

◆ 学業成績の基準が加わる予定です。

これまでは、学業成績の基準はありませんでしたが、新たに学業成績の基準を設け、

「応募者の要件」で定める学業成績基準を、高等学校成績評定 3.7以上 とすることを検討しています。

◆ 所得基準が応募要件に加わる予定です。

新たに、所得基準に上限額を設けることを検討しています。

詳細は、募集要項でご確認ください。

募集要項の公表は、昨年度同様、9月中旬を予定しています。